明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一）　一

〔告　示〕
○除籍の一部が滅失した件（法務一）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同七）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一二～一九）　四
○保安林の指定を解除する件（同二〇～二二）　四
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同二三、二四）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二）　六
○気象測器の型式を証明した件（気象庁一）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一、二）　七
○道路に関する件（九州地方整備局三）　七

〔国会事項〕
内閣　会計検査院　八

〔人事異動〕
官庁事項　九

〔叙位・叙勲〕
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇

〔皇室事項〕
労　働　一〇
船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示（国土交通省最低賃金公示一）　一〇

〔官庁報告〕
諸事項　一一

〔公　告〕
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　二
会社その他
会社その他　三〇

省令

○厚生労働省令第一号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条第一号の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金）	（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金）
第一条　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	**第一条**　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年九月十日に閣議において決定された令和六年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金とする。
一　令和六年九月十日に閣議において決定された令和六年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金	（新設）
二　令和六年度の一般会計補正予算（第１号）における地域福祉推進支援臨時特例交付金	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。